

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

② 出資金・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品については、取得価額が100万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地区画整理事業特別会計

住宅改修資金貸付事業特別会計

住宅新築資金貸付事業特別会計

宅地取得資金貸付事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

直轄事業用地先行取得事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー

連結実質赤字比率 ー

実質公債費比率 9.4%

将来負担比率 95.0%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 18,181百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 6,597百万円

事故繰越額 25百万円

事業繰越額 189百万円

(2) 貸借対照表にかかる事項

① 減債基金に係る積立不足の有無

積立不足はありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 146,833百万円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

標準財政規模 82,881百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 11,234百万円

将来負担額 278,448百万円

充当可能基金額 20,949百万円

特定財源見込額 42,533百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 146,833百万円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当する事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金、基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計金額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 6,672百万円

② 既存の決算情報との関連性

(単位：百万円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	166,447	163,942
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,727	2,313
繰越金に伴う差額	△6,906	—
繰上充用金に伴う差額	846	—
内部取引消去	△48	△48
資金収支計算書	162,066	166,207

上記の歳入歳出決算書は一般会計を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は一般会計等を対象としているため、一部の特別会計の分だけ相違します。

繰越金は、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、統一的な基準による地方公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

繰上充用金は、歳入歳出決算書では計上しませんが、資金収支計算書は計上するため、その分だけ相違します。

会計間の内部取引を相殺消去しているため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支 11,292百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 2,342百万円

未収債権、未払債務等の増加（減少） 4,213百万円

減価償却費 △14,437百万円

賞与等引当金繰入額 △1,666百万円

退職手当引当金繰入額 △1,672百万円

徴収不能引当金繰入額 △106百万円

資産除売却益（損） 30百万円

純資産変動計算書の本年度差額 △4百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 30,900百万円

一時借入金に係る利子額 0百万円

⑤ 重要な非資金取引

該当する事項はありません。